

福島県高付加価値産地協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4の2に定める高付加価値産地協議会とし、名称は、福島県高付加価値産地協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、要綱第1に定める原子力被災12市町村において、広域的に農産物生産と流通・加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値生産を展開する産地の創出のため、被災12市町村内の市町村・関係機関・団体等が連携して産地形成の取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 要綱第4の2に定める高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 産地計画の取組の推進に関すること。
- (3) 産地計画に係る産出額の調査及び福島県への報告に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関・団体をもって構成する。

(入退会等)

第5条 協議会に入会しようとする者は、別記様式1-1をもって申請し、協議会の承認を受けなければならない（承認書：別記様式1-2）。

2 協議会を退会しようとする者は、別記様式2-1をもって申請し、協議会の承認を受けなければならない（承認書：別記様式2-2）。

3 構成員は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地を協議会に登録するとともに、各事項に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(構成員の責任)

第6条 構成員は、産地計画に定めた取組を推進するため、産地計画に定められた役割を果たすよう努めるものとする。

(協議会の委員)

第7条 協議会に各構成員を代表する委員をおく。

2 委員は別表に掲げる職にある者を充てる。

3 委員は、第11条に定める総会に出席し、その議事を審議する。

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 会長 福島さくら農業協同組合代表理事復興対策本部長

(2) 副会長 ふくしま未来農業協同組合常務理事（復興対策担当）

2 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。なお、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

第4章 総会

(総会)

第11条 協議会の総会は、会長が招集し、原則として毎年1回以上委員が参集して開催する。ただし、緊急を要する場合など、特に会長が必要と認めた場合には、書面による開催もできることとする。

2 総会の議長は、会長が行う。

(総会の招集)

第12条 総会の招集は、書面による開催及び緊急を要する場合を除き、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

2 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前に告知するほか、原則として議事録の公表を行う。ただし、議事において個人情報等守秘が必要なものがある場合には、議事録の公表を行わないことができることとする。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、書面による開催を除き、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第1項によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項にあっては、この限りでない。また、書面による開催の場合には、書面により通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。
- 4 前項の緊急を要する事項については、委員の発議により会長が必要と認めた場合の事項とする。
- 5 総会の議事は、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。なお、書面による開催の場合の本項の扱いは、「出席者」を「書面の送付先委員」と読み替えるものとする。

(総会の権能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 産地計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 規約の制定・変更に関すること。
- (3) 協議会への入退会に関すること。
- (4) 協議会の解散に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による表決)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席委員のうちからその総会において選任された議事録署名人が署名しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、出席委員数及び出席委員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会)

第17条 協議会の業務を円滑に行うため、別表の職にある者を幹事として構成する幹事会をおく。なお、必要に応じて、関係する他の機関・団体等の参加を求め、意見を聴くことができるものとする。

- 2 幹事会は、幹事相互で協議すべき場合に、幹事の発議により開催することができる。
- 3 幹事会は次の各号に掲げる事項を協議することができる。
 - (1) 総会付議案件の事前調整に関する事
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (3) 構成員の加入等に関する事
 - (4) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事

第6章 事務局等

(事務局)

第18条 協議会の事務局を公益社団法人福島相双復興推進機構に置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、会長が任命する。
- 3 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。
- 4 協議会の運営に係る費用については、必要に応じて要綱第3及び要綱別表に基づく推進事業を活用することとし、公益社団法人福島相双復興推進機構が事業実施主体となる。

(書類及び帳簿の備付け)

第19条 協議会は事務局に、次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- (1) この規約
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

第7章 その他

(規約の届出)

第20条 この規約を制定した場合又は変更があった場合には、協議会は、遅滞なく福島県に届け出るものとする。

(オブザーバー)

第21条 協議会は、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が指名したもの及び福島県とする。
- 3 会長は、必要に応じて、協議会の活動に関し助言を求めるため、総会及び幹事会にオブザーバーを招へいすることができる。

第9章 雑則

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年8月5日から施行する。

別表 福島県高付加価値産地協議会構成員

機関・団体名	委員の役職名	幹事の役職名
ふくしま未来農業協同組合	常務理事（復興対策担当）	復興対策室長
福島さくら農業協同組合	代表理事復興対策本部長	復興対策部復興推進課長
福島県農業協同組合中央会	副参事	次長 担い手支援・農業復興担当
全国農業協同組合連合会福島県本部	副本部長	管理部次長
福島県酪農業協同組合	生産部長	指導推進課課長
うつくしまふくしま農業法人協会	会長	（事務局）一般社団法人福島県農業会議担い手・経営対策部長
公益財団法人福島県農業振興公社	審査役	被災地域対策室課長補佐
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	産業集積部長	農業等参入支援課長
田村市	産業部農林課長	産業部農林課課長補佐兼農政係長
南相馬市	経済部農政課長	経済部農政課振興係長
川俣町	産業課長	産業課農業振興係長
広野町	産業振興課長	産業振興課課長補佐
檜葉町	産業振興課長	産業振興課課長補佐
富岡町	産業振興課長	産業振興課農業振興係長
川内村	産業振興課長	産業振興課農政係長
大熊町	産業課長	産業課課長補佐兼農政係長
双葉町	農業振興課長	農業振興課課長補佐または農業振興係長
浪江町	農林水産課長	農林水産課農政係長

葛尾村	地域振興課長	地域振興課 地域づくり推進係長
飯舘村	産業振興課長	産業振興課 農政第一係長
公益社団法人福島相双復興推進機構	営農再開グループ長	営農再開グループ調 整課長
拠点事業者※	代表者または代表者が 指名する者	代表者が指名する者
株式会社相馬屋	代表取締役	総務部部長
株式会社福島しろはとファーム	代表取締役	取締役
福島舞台ファーム株式会社	代表取締役	代表取締役

※「拠点事業者」とは、福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱第3の1で定める「加工や実需者と強く結びついた商流の構築の中心的な役割を担う事業者」をいう。

(オブザーバー)

機関・団体名
福島県（農業振興課ほか）

別記様式 1－1（協議会への加入）

福島県高付加価値産地協議会加入申請書

年 月 日

福島県高付加価値産地協議会 殿

所在地

名 称

代表者の役職及び氏名

当〇〇は、原子力被災 12 市町村において、広域的に農産物生産と加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値産地を展開する活動に賛同し、福島県高付加価値産地協議会に加入いたしたく、申請いたします。

※拠点事業者の場合に提出を求める書類

- ・定款、役員名簿、会社の概要や活動内容に関する資料
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領別表 2 注書きの「拠点となる事業者の機能」を持つこと又は持つと見込まれることの説明文

別記様式 1－2（加入の承認）

福島県高付加価値産地協議会加入承認書

年 月 日

所在地

名 称

代表者の役職及び氏名 殿

福島県高付加価値産地協議会会長

〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けで、貴〇〇から申請のあった福島県高付加価値産地協議会への加入について、これを承認する。

別記様式 2－1（協議会からの退会）

福島県高付加価値産地協議会退会申請書

年 月 日

福島県高付加価値産地協議会 殿

所在地

名 称

代表者の役職及び氏名

当〇〇は、福島県高付加価値産地協議会から退会いたしたく、申請いたします。

別記様式 2－2（退会の承認）

福島県高付加価値産地協議会退会承認書

年 月 日

所在地

名 称

代表者の役職及び氏名 殿

福島県高付加価値産地協議会会長

〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けで、貴〇〇から申請のあった福島県高付加価値産地協議会からの退会について、これを承認する（承認しない）。